

◎新潟県告示第109号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新潟市の亀田郷土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成25年2月1日

新潟県新潟地域振興局長

1 就 任

監事	新潟市江南区木津三丁目7番8号	坪谷	利之
〃	〃 東区中木戸218番地	佐野	正人
〃	〃 江南区天野1487番地	小泉	雅義

就任年月日 平成25年1月11日

2 退 任

監事	新潟市江南区船戸山二丁目3番13号	佐藤	繁穂
〃	〃 江南区直り山917番地	小林	進
〃	〃 江南区割野4054番地	大野	春樹

退任年月日 平成25年1月10日